

最近の行政の動き

— 通知・通達等 —

「圧縮水素充填設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について」の一部改正について

(令和元年8月27日付け消防危第118号)

「水素スタンドの多様化に対応した給油取扱所等に係る安全対策のあり方に関する検討会」の報告書（座長：林光一青山学院大学名誉教授）（URL: https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/kento227.html）を踏まえ、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（令和元年総務省令第34号）が公布・施行され、圧縮水素充填設備設置給油取扱所において圧縮水素を燃料電池自動車に充填するディスペンサー及びガス配管を設置する際は、給油空地及び注油空地以外の場所とすることと規定されているところ、一定の措置等を講じた場合には、圧縮水素のディスペンサー及びガス配管を給油空地に設置することができることとされました。また、新たに実用化された液化水素昇圧ポンプについて、規定が整備されました。

https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/190827_kiho_118.pdf

製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件の運用について

(令和元年8月27日付け消防危第119号)

製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（令和元年総務省告示第150号。以下「改正告示」という。）が公布・施行され、製造所等に設置する泡消火設備の管及び管継手について、金属製のものを使用することと従来規定されていたところ、今回の改正により、合成樹脂製の配管も使用することができることとされる等、所要の規定の整備が行われました。

https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/190827_kiho_119.pdf

「地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針について」の一部改正について

(令和元年8月27日付け消防危第120号)

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（令和元年総務省令第34号）が本日公布・施行され、地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検の時期について、これまで完成検査済証の交付を受けた日又は直近において点検を行った日を起点とし、地下貯蔵タンク等ごとに定められた期間を超えない日までとされていたところ、漏れの点検の実施期限の終期に係る規定の見直しを行い、当該期間を経過する日の属する月の末日までとされました。

https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/190827_kiho_120.pdf

ハザード地区における危険物施設の流出防止対策の促進について

(令和元年9月20日付け消防危第143号)

令和元年8月27日からの大雨に伴う佐賀県の鉄工所からの危険物流出事故を踏まえ、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等、ハザード地区における危険物施設の流出防止対策を促進するため、内閣府、経済産業省、国土交通省と連携し、風水害発生時における危険物保安上の留意事項をとりまとめました。

<https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/b738d1eb91c33172eae8df728873895646508428.pdf>

危険物運搬容器の誤表示について

(令和元年9月25日付け消防危第142号)

危険物運搬容器で表示の誤りがあった内容について、情報をとりまとめました。

<https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/010925-ki142.pdf>

台風第19号に伴う防火対策等の徹底について

(令和元年10月10日付け消防予第193号・消防危第160号)

台風第19号の影響により懸念される長時間停電時における防火対策や風水害発生時の危険物施設の安全対策についてとりまとめました。

<https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/31005408971eaac0e258a20ce9fcceb1ccdbfa51.pdf>
